

報道関係者 各位

令和8年4月16日(木)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 木下 勝規
専門監督官 津田 恵子
(電話) 048-600-6205

埼玉県足袋製造業最低工賃が改正されます

埼玉県足袋製造業最低工賃について、埼玉労働局長(片淵 仁文)は、埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会(部会長 鈴木 奈緒美 専修大学経済学部教授)

の調査審議を経て埼玉地方労働審議会(会長 蔭山 健介 埼玉大学工学部教授)からの令和8年3月10日付け答申の通り改正決定し、本日、官報に公示しました。改正後の最低工賃の効力発生日は、令和8年5月16日(土)になります。

なお、改正後の最低工賃の金額は、以下のとおりです。

- 適用する家内労働者
埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋(並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。)10足につき、右欄に掲げる金額

工程	金額
足踏み通し	84円39銭
掛け押し縫い	63円58銭
こはぜ付け	85円55銭
羽縫い	121円38銭
甲縫い	119円07銭
尻止め	63円58銭
つま縫い	263円57銭
まわし縫い	89円02銭
アイロン仕上げ	310円97銭

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持並びに使用に要する経費及び電力費その他の必要経費を除くものとする。

- 効力発生日 令和8年5月16日

最低工賃について

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人でまたは同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

家内労働法は、このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めています。

このうち、最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

現在、埼玉県では、以下の5件の最低工賃が決定されています。

- 1 埼玉県紙加工品製造業最低工賃
- 2 埼玉県足袋製造業最低工賃（今回改正される最低工賃）
- 3 埼玉県縫製業最低工賃
- 4 埼玉県電気機械器具製造業最低工賃
- 5 埼玉県革靴製造業最低工賃

最低工賃の改正手続の流れ

